国保だより

平成30年2月16日発行 平成30年第1号 保険医療助成課

229-3160 229-5001

平成30年度から都道府県も 国民健康保険の保険者に

国民健康保険(以下、国保という)は、地域住民を対象に、各市町村単位で運営される医療保険制度です。平成30年度から、市町村に代わり、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保し、制度の安定化を図ります。市町村は引き続き、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業などを担っていきます。運営の仕組みは変わりますが、医療の受け方や届け出などの窓口に変更はありません。

入院したときの食事代が改正

入院したときの食事代は1 食当たりに定められた標準負 担額を自己負担し、残りは国 保が負担します。

平成30年4月1日から、一般所得区分に該当する人の標準負担額が改正されます。た



だし、指定難病患者や小児慢性特定疾病患者、平成27年4月1日以前から継続して精神病床に入院している患者については負担額を据え置きます。

			標準負担額	
所得区分			平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から
一般(課税世帯)			360円	460円
住民税非課税世帯	過去12カ月 の入院日数	90日まで	210円(変更なし)	
低所得者II		90日を超える	160円(変更なし)	
低所得者I			100円(変更なし)	

^{%70}歳以上で、同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税の人は、低所得者Iと低所得者Iに分かれます。必要経費などを差し引いた各所得が0円となる世帯に属する人が低所得者Iで、それ以外の人が低所得者Iです。

療養病床に入院したときの居住費が改正

65歳以上の高齢者が療養病床に入院するときには、食費と居住費の一部を負担しますが、居住費の自己負担額が、平成30年4月1日から改正されます。

	標準負担額	
所得区分		平成30年 4月1日から
医療区分Ⅰ(Ⅱ・Ⅲ以外の人)	1日当たり370円 (変更なし)	
医療区分II・II (入院医療の必要性の高い人)	1日当たり 200円	1日当たり 370円
難病患者	1日当たり0円 (変更なし)	

医療費通知を送付

国保に加入中の人へ、3月上旬に医療費通知を送付します。医療費通知には、前年中に医療機関等での診療にかかった医療費の総額(10割の金額で表示)、医療機関名、受診年月、日数などが記載されています。健康や医療費の管理に活用してください。なお、津市の医療費通知は確定申告での医療費控除の証明にはなりませんので、ご注意ください。

■ ジェネリック医薬品に関するお知らせを送付

現在服用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人を対象に、2月下旬にお知らせを送付します。ジェネリック医薬品とは、先発医薬品



(新薬)の特許が切れた後に、先発医薬品と成分(効能・効果)や規格などが同一であると認められた安価な後発医薬品のことです。なお、今回のお知らせは平成29年11月診療分について作成したもので、今後も年2回(2月と8月)の発送を予定しています。詳しくはお知らせに記載されているコールセンターへお問い合わせください。

対象者

生活習慣病などの医薬品を長期に処方されている20歳以上の人で、平成29年11月診療分の薬代が100円以上軽減される見込みのある人

一部負担金減免制度

世帯主が次の特別な事由により、収入が一時的に著しく減少し、医療費の支払いが困難になった世帯に対し、病院での入院時の窓口負担が最長で3カ月間減免される場合があります。世帯主と被保険者の所得など条件がありますので、詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。

特別な事由

- 火災などの災害で死亡したときや障がい者になったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- ●廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき
- ●干ばつなどによる農作物の不作、不漁などのため、所得が前年より3割以上減少したとき
- 上記に類する事中があったとき